

令和元年 第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第5回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和元年12月20日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 藤 井 麻衣子

主任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年 12 月 定例会 (第 5 回)

第 4 回継続会

本会議 会議録

令和元年 12 月 20 日

水 卷 町 議 会

令和元年 第 5 回水巻町議会 第 4 回継続会 会議録

令和元年 12 月 20 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 5 回水巻町議会定例会第 4 回継続会を開きます。

日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを、議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました、各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。船津委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

12 月 17 日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告申し上げます。

議案第 27 号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 28 号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 29 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 30 号 水巻町印鑑条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 34 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、賛成多数で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。廣瀬委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

12 月 16 日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、ご報告いたします。

議案第 31 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 32 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 3 号）については、賛成多数で可決しました。

陳情第 2 号 教育条件整備についての陳情書については、賛成全員で採択しましたことをご報告いたします。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 27 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 27 号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

この議案第 27 号、水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定は、これは来年の 4 月から施行される地方自治法の改正に伴ってのあれです――。

議 長（白石雄二）

古賀議員、賛成ですか、反対ですか。

7 番（古賀信行）

賛成、まず賛成言います。――て思いますけど、今までの臨時職員を会計年度任用職員という呼び方に名前が変わったんですけど、そういう点、ボーナスを支給するとかですね、そういう点では非常にいいと思うんですけど、新聞報道によると、まだ改善されても正職員の 3 分の 1

くらいしか収入がないと報道されていましたが、それはまあ事実だと思うんです。そういう点ですね、どこの自治体もやっぱり借金が、町債したり、いっぱいあるわけですね。そういう点で、将来の行政運営を考えていく中ではそういう点を踏まえてこの会計年度任用職員のこのことは一歩前進と思うんです。そういう点で評価をしています。しかしながらまだまだそういう点ではですね、まだ非常に格差があるから、とくにパートなんかも差があるからですね、そういう点では今後、是正を考えていく課題だと思うんです。

以上をもって、賛成意見といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田です。

議案第 27 号、水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、先の総務財政委員会の採決では保留をしておりましたが、本会議で日本共産党を代表いたしまして、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が 2020 年 4 月より施行されるに伴い、当町の臨時職員・非常勤職員を会計年度任用職員として任用するため、給与や通勤手当、残業手当等について新たに条例を制定するものです。

全国の自治体の正規職員は、2006 年から 2016 年の間に約 26 万人減少し、非正規職員は 21 万人増えております。全国でコスト削減によりまず定員適正化や民間委託が進み、正規職員が非正規職員に置き換えられてきました。当町においても然りです。

しかし、もともと、住民の命と暮らし、権利を守る自治体の業務は、恒常的で専門性が要求されるものであり、臨時的に非常勤的な職員が行うことを想定するものではありません。今回の法改定は、「任期の定めのない常勤職員」を中心とする公務運営の原則が、崩されてきた自治体の現状を認め、固定化し、住民の暮らしに密着した仕事を非正規職員に担わせることを正当化するものとなるのではないかと危惧をいたしております。

住民の命と暮らしを守り、地方自治の担い手である地方公務員制度が大きく変えられ、公務運営の在り方そのものを変質させるという危険性を含んでいることを問題だと考えております。

今回の法改定により、現実に正規職員の仕事を担ってきた、特に長期臨時職員の方にとっては、会計年度任用職員の処遇は、これまでにはなかった通勤手当、期末手当、退職手当等の支給など、臨時職員の処遇と比較すれば改善された面もありますが、正規職員との比較では、昇給や昇格もするものの、上限が決まっており、その伸びには限界があることも事実です。

委員会審議の中で、「会計年度任用職員の継続的な任用が続くならば、正規職員とする可能性も考えられる。また、町として会計年度任用職員の不利益になるような任用はしない。」このような答弁をいただきました。本来あるべき公務運営の可能性を示唆する執行部のその姿勢に期待をいたしまして、賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 27 号 水巻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 議案第 28 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 28 号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

議案第 28 号につきましても、先の議案第 27 号で述べました討論をもちまして、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 28 号 水巻町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第29号

議長（白石雄二）

日程第4、議案第29号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。岡田議員。

5番（岡田選子）

議案第29号につきましても、議案第27号で述べました賛成討論をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（白石雄二）

ほかにございませんか。古賀議員。

7番（古賀信行）

これ私、賛成の立場から発言しますけど。これはですね、今度の法改正、また、条例改正で会計年度任用職員は良くなりましたけど、パート労働者に対するですね、あれで言うには、そういう再任用職員はボーナスも辞めるときの退職金も町の条例について支払うということでしたけど、パート労働者はそういう全然ですね、そういうあれがないと思うんです。そういう点を今後ですね、やっぱり1年契約と思うんですが、辞めるとき少しでも僅かなですね、退職金って言わんけど、そういう慰労金とかですね、それから通勤手当ですか。そういう点も考慮していただきたいと思って。以上です。

議長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第29号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 30 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 30 号 水巻町印鑑条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 30 号 水巻町印鑑条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。全員賛成と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 31 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 31 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。これは法改正に伴うものと思うんですけど、水巻には3階以上の保育所や幼稚園はないと思うんです。で、該当するものはないと担当課長は報告されましたけど。まあ2階建てもあるところもあるんじゃないかと思えますけど。そういう点ですね、もし火災が起きた場合、階段だけではなくて、滑り台式のそういう滑り落ちるのですかね、そういう、無かったらですね、無いところにそういうやつを今後、設置していただきたいと思うんです。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第31号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第32号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第32号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。

－ 意見なし －

討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 32 号 水巻町子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 33 号

議 長 (白石雄二)

日程第 8、議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算 (第 3 号) についてを、議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することにご異議ありませんか。

－ 異議なし －

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

－ 質疑なし －

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番 (古賀信行)

この補正予算については賛成できる部分もありますけど、反対する部分もあるから、相対的には私は反対いたします。以上です。

議 長 (白石雄二)

ほかにございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 33 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算 (第 3 号) について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 議案第 34 号

議長（白石雄二）

日程第 9、議案第 34 号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりますが、審査結果は先にご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はありますか。岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。議案第 34 号、令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

国民健康保険システム改修委託料 170 万円の補正予算でありました。これは、国会で不十分な議論のまま成立をした医療保険関連法に、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が盛り込まれたことによりますシステム改修費用です。その問題点につきまして、3 点指摘いたしまして、反対討論とします。

1 点目は、医療機関でマイナンバーカードが無ければ資格確認ができないわけではなく、これまでの健康保険証が廃止されるのでもなく、窓口にはマイナンバーカードを出す人と保険証を出す人が出て、その対応は効率化というより複雑化するものと考えます。マイナンバーカードを保険証にすることは、日常的に持ち歩くということで、カードの紛失・盗難など、マイナンバー流出の可能性が拡大してしまう危険性があります。

2 点目は、マイナンバーカードでの資格確認に必要なのはマイナンバーではなく、マイナンバーカードの IC チップに記録されている公的認証の電子証明書です。電子証明書は支払基金・国保中央会のサーバーからカードの持ち主の被保険者番号を取得する際に使われるもので、健康保険証を提示すれば済むことを、わざわざ資格確認システムで電子証明書の利用を持ち込む。そのことの必要性はほとんどありません。経費の無駄であると考えます。

3 点目は、結局政府はマイナンバーカードの普及の遅れを挽回することが目的だと考えております。マイナンバーカードの目的は、行政機関等が保有する個人情報をも効率的に名寄せしていくことです。マイナンバーに紐づけられる個人情報、例えば戸籍や資産情報などありますが、その他あらゆる情報の紐づけが増えていくことになるので、その際、最もその開放を強く求めているのは経済界です。民間企業が保有する個人情報と結び付けられるという可能性

もあります。プライバシー侵害などを引き起こす可能性は高まり、大変危険なことだと考えております。

そしてそれ以上に危険なのは、名寄せされた個人情報を利用したプロファイリングというものです。日本の個人情報保護法にはこのプロファイリングという概念自体が存在していません。「漏れたら怖い」という漠然とした不安にとどまっております。個人情報が活用されることの恐怖の認識がありません。2018年5月、EUでは、一般データ保護規則で、プロファイリングされない権利の明確化を行なったということです。

マイナンバーカード普及を強引に進めようとする政府の狙いのもとには経済界の圧力が存在し、国民は本人の知らないうちに、その情報を得ようとする人々によって、個人情報は広く開放されてしまうという危険性をはらんでいると考えます。

自治体における住民サービスが人と人との対面ではなく、マイナンバー制度導入の効率化の名のもとに、個人情報の収集・活用によって、国民を機械的に選別してしまう。このようなマイナンバー制度の導入にわが党は強く反対をしております。よって、本補正予算には反対をいたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第34号 令和元年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は、挙手お願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 意見書第11号

議 長（白石雄二）

日程第10、意見書第11号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書についてを、議題といたします。久保田議員に提案理由の説明を求めます。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田です。意見書第11号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員会委員長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしくご審議の上、全員

のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

久保田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

読ませていただきましたけど、まあ内容的には良いところもあります。もう少し書き加えて欲しいところもあるんです。なぜならば、北海道の、2年か3年前に起きた地震の問題ですね。それから、3年前の熊本の地震問題。それから、去年の北部九州の水害問題。そして私が一番気にしているのは、災害が起きて各自治体が避難所を作るんです。避難住宅をですね。そしてだいたい2年くらいで追い出しを図るんですよ。ですね、その熊本の益城町にまた行ってきまされたけど、まだですね、熊本県がはっきり県道をどこに作るかどうか、はっきりしてないものだから、もとはその地域に住んでた人がですね、どこの自分の土地が、どこまでかですね、どこに家造ってわからないっちゃう状態もあるんです。はっきり言うて。そういう点ですね、やっぱり避難住宅に避難している人が、後の住宅が確保されるまではやっぱりですね、そういう、住まわれるように、総務省が指導すべきだと思うんです。そういう点もこの中に書き加えて欲しかったと思うんです。

それから、災害が起きたときはたくさんお金が要ります。2011年3月11日、東日本大震災が起きたとき、政府は菅内閣でした。そのときに、とてつもない金が要るから菅内閣は全公務員の賃金の1年間の7パーセントカットを通達したわけです。そういう経緯があるんです。そういう点も踏まえてですね、無駄使いを、国も始め、市町村もですね、無駄使いをやめてそういう被災の大きなとこに常時そういう投資するとか。また、そういうお金の積み立てとか必要があると思うんです。そういう点も書き加えて欲しかったと思うんです。

以上をもちまして、私の賛成意見といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございせんか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第11号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11 意見書第12号

議長（白石雄二）

日程第11、意見書第12号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入をしないことを求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田です。意見書第12号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入をしないことを求める意見書についての提案説明をさせていただきます。

ご存知のように、今年12月4日にこの教員に変形労働時間制を導入するという法律が可決をされてしまいました。この変形労働時間制というのは、忙しいとき、繁忙期には1日に10時間まで労働を認めて、閑散期、一応夏休みとかを言っているわけですが、労働時間を短くして、平均で合わせて8時間に納めるという制度なのですが、このような働き方が学校現場でできるわけがありません。教員の過重労働も無くならない。そのことは教員自身が声をあげて反対していることでも明らかだと思っております。

また、この変形労働時間制導入の前提には、ここにも書いてありますが、残業時間が月45時間、年間360時間以下であることが前提というふうになっております。しかし当町でさえそれ以上の残業をしているという先生が、先の一般質問の答弁で学校教育課長より、11月には小学校で11名、中学校では13名。年間を通せばもっと多くいるのではないかという、吉田学校教育課長の答弁もありました。最近の教員の夏休みは閑散期とはなっておりません。過重負担を夏休みに相殺などできません。教員にはしっかりと夏休みにはまとまった休みを取ってもらって、心身ともにリフレッシュをしてもらい、自らの心を豊かに子どもたちの教育にあたってもらいたいと私は考えております。

岐阜市が行政研修の削減などを行うことで、16日間学校閉庁日を実施して、休みが取れるようになりまして、このことが大変歓迎されております。

学校現場へのこのような変形労働制を導入するということではなく、現行制度の運用で休暇をまとめて取れるように見直しをしていくべきだと考えています。なんとしても学校へのこの変形労働時間制の導入はやめさせなければ教育が成り立っていきません。

日本教育新聞の1月7日号によりますと、全国の市区町村の教育長も42.2パーセントが導入に反対しています。賛成は僅か13.6パーセントです。

是非、議員の皆さん、水巻の子どもたちと先生たちを守るために、この変形労働時間制の導入をしないように、政府に水巻町議会として私は意見書をあげたいと思います。そしてそのために作成をいたしました。議員お一人、お一人の、町民の立場での、客観的なご判断でご賛同を心よりお願いを申し上げたいと思います。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に対して提出させていただきたいと思います。

賛同議員は中山恵議員であります。ぜひ皆様のご賛同を心よりお願いを申し上げます。

議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第 12 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」導入をしないことを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 12 号は否決いたしました。

日程第 12 意見書第 13 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 13 号 来年度の介護保険制度改定で負担増の見直しを行わないことを求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山です。意見書第 13 号、来年度の介護保険制度改定で負担増の見直しを行わないことを求める意見書について。

現在、政府は介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討を行っています。ケアマネージャーが作成するケアプランの有料化や要介護 1、2 のホームヘルパーによる生活援助サービスを保険給付から外し、市町村が実施する総合事業へ移すことや、利用料の 2 割負担の対象者を拡大することなど、給付の削減や利用者の負担が重くなる内容が盛り込まれています。

高齢化が進む中、国民はお金の心配することなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度の実現を望んでいます。また、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現されなければ、介護制度そのものが崩壊してしまいます。よって、介護保険制度の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に、以下の三つの通り制度の改善を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。皆様のご賛同をよろしく

お願いいたします。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

まあ一応賛成の立場から意見を述べますけど。

これは介護保険や、介護保険だけではなくて国民健康保険、特に後期高齢者医療保険なんかは年々増えていく中で、国の財政、各都道府県、市町村の財政を圧迫しています。こういう中でですね、やっぱり私いつも気にしてるのは、健康づくりに力を入れている自治体とそうでない自治体では、全然そういうお金の使い方が違うんです。私は平成30年5月、和歌山県みなべ町に行ってきました。そして総務課長や副町長と会ってきました。なぜ行ったかと言えば、十数年前、テレビで和歌山県の旧南部川村が報道されたんです。それは、農業所得が和歌山県で一番あるのに、1千万超えていました。NHKのテレビ放送によると。でですね、一番農業所得が多いのに、一番和歌山県では国民健康保険税が、保険料が安いと放送されたから、私はそのときに行ってきました。そして感心しました。高齢者がよく梅林の下で働いていました。近くには白浜温泉がありました。そして私はこれだなと思ったんです。高齢者の憩いの場所と仕事があるから、やっぱり健康でおられるということを実感しました。

でですね、あるおばちゃんは、私はよく食堂で、おかずや弁当を買って行って、時々配達してやっているんです。このおばちゃん、あまりにも歩くのも弱いという感じですけど、私言うんです。おばちゃん、もう介護施設毎日行きなさいと言うんやけど、おばちゃんは元気でおられる間は元気でおると。家で花つくったりしておられるんです。そういう個人の意思のあり方もあると思うんです。だからそういう点で町民の意識改革も第一点と思うんです。

和歌山県のみなべ町の副町長の名刺の裏には、こう書いています。自らの健康づくりに努めましょうと。まさにこのとおりと思うんです。

私は食堂を貸しています。駅の裏で。そこにいろんな方が来られるんですよ。医療問題、いろんな介護問題話されるんです。そして、一番私が頭にきているのは、生活保護者の方は、病院にかかっても医療費はいりません。個人負担はありません。だから、お金の心配なく病院に行かれるんです。でもですね、国民年金だけの生活の方は、月1人あたり6万5千円もないんです。国民健康保険料も払っています。そういう方は、少々悪くてもお金がいるから、病院に行くのを、医療機関に行くのをためらっておられます。そして一番歯がゆいのは、生活保護者の方が、湿布いっぱいもらって来られるんです。それをうちの貸している食堂で、ほかのお客さんに湿布いりませんかと言われるんです。歯がゆい思いです。自分のお金でないから、こういう無駄な使い方されているんです。お金がいるんやったら、やっぱり医療機関の窓口で私は

まだありますからと、断られると思うんです。

そういう点ですね、そういうあれもすべてが町民の意識改革、住んでいる住民の意識改革しないとこれからの増え続ける、そういう全ての保険料や保険税は食い止めることはできないと思います。以上をもってまあ賛成意見といたしますけれど。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。只今から採決を行います。意見書第13号 来年度の介護保険制度改定で負担増の見直しを行わないことを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第13号は否決いたしました。

日程第13 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第13、委員会報告について。去る9月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保田賢治）

ご報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 14 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 14、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

日程第 15 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申し出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和元年第 5 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 49 分 閉会